

レストラン、スーパー、食品加工業者などへの しいたけ・乾しいたけなどの直接販売分について

レストランなどは、生産者からの仕入れについて、仕入税額控除ができなくなるので、販売先から相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 販売先が簡易課税制度を選択した事業者等である場合

販売先が簡易課税制度^(※)を選択した事業者や免税事業者であれば、**インボイスの交付は求められません。**

※ 簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。
この制度は、「売上に係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

○ 販売先が課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を除く)である場合

1 販売先のレストラン等が、生産者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、**販売先から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。**

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

- 買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、
- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
 - ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
 - ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
 - ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

2 販売先の課税売上高が1億円以下である場合、令和11年9月30日までの間に行う**1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とする経過措置**が設けられており、インボイスの交付を求められない可能性があります。【少額特例】

3 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する措置、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する措置**が設けられています。【2割特例・3割特例】

4 今後の経営発展を考えて、**課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つ**として考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上に係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。